

令和4年度高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸与事業に係る資料

1 事業の趣旨

勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与する。

2 修学奨励金の対象者

次の(1)から(5)までのすべてに該当する者

- (1) 府の区域内に所在する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程に在学している者又は府の区域内に住所を有する者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程に在学する者
- (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者
- (3) 経済的收入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にある者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていない者
- (5) 通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校（以下「単位制高等学校」という。）における定時制の課程の生徒については、生徒が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数を、4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であって年間18単位以上の単位数を履修しているものであること。
ただし、学校で別に履修方法を定めている場合にあっては、それに従い履修している者であること。

3 年間所得の限度額

- (1) 対象生徒が独立生計を営む場合・・・279万円以下
- (2) 対象生徒が扶養親族を有する場合
生徒本人の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であること。

【計算例】 当該生徒に扶養親族が2人いる場合（子ども※2人）

※年少扶養親族ではない子ども

- ① 控除額を算出する。

基礎・扶養親族控除額	1,140,000円
社会保険料控除額	240,000円
生命保険料控除額	50,000円
控除額合計	1,430,000円

- ② 「給与所得控除後の給与等の金額の表」から課税対象とならない最高額を求める。

控除額合計 1,430,000円 → 最高額 2,303,999円

- ③ 最高額を1.92倍し、対象となる限度額を求める。

$2,303,999円 \times 1.92 = 4,423,678円$

(3) 対象生徒を扶養親族としている者がある場合

対象生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額であって、その生徒を扶養親族としている者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であること。

4 貸与額

学年(次)	令和4年度貸与月額
1 年	14,000円
2 年	14,000円
3 年	14,000円
4 年	14,000円

※ 貸与月額は、入学時の月額により卒業まで同額となる。

※ 貸与期間は4年間

◎ 「京都府奨学のための給付金」を受給することになった場合

「京都府奨学のための給付金」を受給する場合（生活保護（生業扶助）受給世帯区分での受給は除く。）は、修学奨励金の貸与月額を11,000円に減額します。（調整額3,000円）

○ 減額については、「京都府奨学のための給付金」の受給決定後に「別紙様式1 高等学校定時制課程等修学奨励金貸与額変更通知書」により減額する旨通知し、第2期、第3期の交付時に併給調整を行います。

※ 「高等学校定時制課程等修学奨励金貸与申請書」の裏面の「特約事項第6条」を御確認ください。

・第1項 「奨学のための給付金」を受給することになった場合、修学奨励金を減額することについて合意

・第2項 京都府から修学奨励金を減額する旨通知

5 申請書類等（別紙提出書類一覧及び記入例参照）

(1) 貸与申請書（第1号様式）

ア 連帯保証人が2名必要であること。

イ 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証能力を有する者とする。

ウ 連帯保証人に対し、債務負担について十分周知すること。

(2) 推薦書（第2号様式）

条例第1条の趣旨に合致する生徒を推薦すること。

(3) 生徒又はその者を扶養している者の所得を証明する書類

ア 令和4年の収入見込みと令和3年の収入状況がわかる証明書が必要。

イ 令和3年中に就職・退職があった場合は、その前後の就職状況も確認すること。

ウ 給与見込み及び勤務証明書＝令和4年の収入見込み証明（別紙様式2）については扶養親族控除申告欄に記入漏れがないか注意すること。

- エ 法人事業主の発行する給与見込み及び勤務証明書は、法人印及び代表者印（証明者が代表者であること）が押印されていること。
- オ 対象生徒が法人形式でない自営業に従事している場合、対象生徒の親族による証明だけでは不可であり、事業専従者として生徒名がある場合の所得税の確定申告の写し、自営業の業種組合等の長の証明書又は居住地の町内会長等の証明書が必要であること。
- カ 市町村長が発行する所得証明書は、扶養親族の数や社会保険料等の控除額の記載があるもの（いわゆる「課税証明書」）であること。
- キ 新1年（次）生で令和4年から働き始めた場合は、令和4年の収入見込み証明書のみでよい（前年分の所得の証明は必要なし）。
- (4) 口座振込依頼書（別紙様式4）
- ア 必ず本人名の依頼書で、本人の口座名義であること。
- イ フリガナが記入されていること。
- ウ 住所欄には学校の住所ではなく、本人の住所が記入されていること。
- エ 府立高等学校については、債権債務者登録を行った後、申請書類とともに高校教育課に提出すること。
- オ 預金通帳の「金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号」が確認できる箇所の写しを添付すること。
- (5) 高校生給付型奨学金についての同意書
申請者の同意を必ずとること。
- (6) 貸与申請者一覧表（別紙様式3）
各学校で作成し、提出すること。
- (7) 雇用保険を受給している場合は、雇用保険受給証明書又はこれにかわる証明書を提出すること。
- (8) その他申請書類の不備や記入漏れ等がないか、十分点検すること。

6 貸与の方法等

- (1) 年3回に分けて交付する。
- (2) 申請書類の提出期限等は、事業実施通知のとおりであるが、1回ですべての決定ができるよう、連帯保証人への確認も含め、申請書類等を十分に点検のうえ提出すること。
- (3) 借用書（別紙様式5）は、修学奨励金を受領した都度、作成し提出すること。

7 返還事務（条例施行規則第6条）

- (1) 中途退学等により返還事由が発生した場合は、当該生徒からの異動の届出・退学を証する書類（退学願の写し等）及び返還計画書（第7号様式）を提出すること。
- (2) 原則として一括返還とする。
- (3) やむを得ず分割返還とする場合は、1回の返還額が貸与月額を下回することは不可とし、また、未収金が発生しないよう指導を徹底すること。
- (4) 学校において事業案内を行う際等に、事業の趣旨の徹底を図り、返還事由が発生しないよう対象生徒を指導すること。